

諸 税

40. 軽自動車税率表	40
41. 軽自動車税課税概要	41
42. 令和5年度軽自動車等届出件数調	43
43. 国民健康保険税調定額の推移	44
44. 国民健康保険税率	45
45. 令和6年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）全体分	46
46. 令和6年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）医療分	47
47. 令和6年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）介護分	48
48. 令和6年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）後期支援分	49
49. 介護保険料	50
50. 後期高齢者医療保険料	52
51. 入湯税	53
52. たばこ税	53

40. 軽自動車税率表

原付バイク（125cc以下）・二輪車（125cc超）・小型特殊自動車等

軽自動車等の区分		令和6年度
原付バイク	50cc以下	2,000円
	50cc～90cc以下	2,000円
	125cc以下	2,400円
	ミニカー	3,700円
軽二輪	250cc以下	3,600円
二輪の小型自動車	250cc超	6,000円
小型特殊自動車	農耕作業用	2,400円
	特殊作業用	5,900円
被けん引車	二輪	3,600円

軽自動車（四輪以上及び三輪）

車種区分			令和6年度		
			旧標準税額	標準税額	重課税額
四輪以上	乗用	営業用	5,500円	6,900円	8,200円
		自家用	7,200円	10,800円	12,900円
	貨物	営業用	3,000円	3,800円	4,500円
		自家用	4,000円	5,000円	6,000円
三輪			3,100円	3,900円	4,600円

※軽自動車（三輪及び四輪以上）は、新車新規登録年月によって上記税額のいずれかが適用。

旧標準税額…H27.3.31以前に新規登録された車両で初めて車両番号の指定を受けた月から13年目までの車両

標準税額…H27.4.1以降に新規登録された車両で初めて車両番号の指定を受けた月から13年目までの車両

重課税額…新規登録から13年を経過した車両（R6年度対象は新規登録初度検査年月がH23.3月までの車両）

軽自動車（四輪以上及び三輪）のグリーン化特例（軽課税額）について

⇒新規登録された年度ごとに、排出ガスや燃費性能の優れた環境負荷の小さな車両に対して適用される。

⇒R6年度はR5.4.1～R6.3.31に新規登録された車両に対して適用される。

区分		標準税額	軽課税額適用後(標準税額からの概ねの軽減率)			
軽減率			75%軽減	50%軽減	25%軽減	
軽課税率の対象 (50%軽減、25%軽減該当車は ガソリン車、ハイブリット車の 乗用営業用のみ)			電気自動車・ 天然ガス自動車	R2年度燃費基準か つR12年度燃費基 準90%達成車	R2年度燃費基準か つR12年度燃費基 準70%達成車	
四輪以上	乗用	営業用	6,900円	1,800円	3,500円	5,200円
		自家用	10,800円	2,700円	-	-
	貨物	営業用	3,800円	1,000円	-	-
		自家用	5,000円	1,300円	-	-
三輪		3,900円	1,000円	2,000円 (乗用・営業用のみ)	3,000円 (乗用・営業用のみ)	

※天然ガス自動車は、H30年排出ガス規制に適合するものまたは、H21年排出ガス規制に適合し、かつH21年排出ガス基準値より10%以上窒素酸化物の排出量が少ない車両に限ります。

※ガソリン車、ハイブリット車は、H30年排出ガス規制適合するものまたは、H17年排出ガス基準規制に適合し、かつH17年排出ガス基準値より75%以上窒素酸化物等の排出量が少ない車両に限ります。

4.1. 軽自動車税課税概要（令和5年度）

種 別	年度		令和5年度					
	区分		賦課期日 対象台数	非課税 対象台数	差引課税 対象台数	税率	税 額	
原動機付自転車	50cc 以下		3,801	20	3,781	2,000	7,562,000	
	90cc 以下		420	2	418	2,000	836,000	
	125cc 以下		1,163	24	1,139	2,400	2,733,600	
	ミ 二 力 一		91	0	91	3,700	336,700	
	小 計		5,475	46	5,429	—	11,468,300	
軽	二輪車（軽二輪・被けん引車）		2,022	4	2,018	3,600	7,264,800	
	三 輪 車		0	0	0	—	0	
	四輪車（旧税率）	乗用	営 業 用	2	0	2	5,500	11,000
			自 家 用	10,449	15	10,434	7,200	75,124,800
		貨物	営 業 用	97	0	97	3,000	291,000
			自 家 用	1,949	13	1,936	4,000	7,744,000
	小 計		12,497	28	12,469	—	83,170,800	
	四輪車（標準税率）	乗用	営 業 用	1	0	1	6,900	6,900
			自 家 用	16,451	19	16,432	10,800	177,465,600
		貨物	営 業 用	163	0	163	3,800	619,400
自 家 用			3,632	25	3,607	5,000	18,035,000	
小 計		20,247	44	20,203	—	196,126,900		
四輪車（重課）	乗用	営 業 用	2	0	2	8,200	16,400	
		自 家 用	8,873	13	8,860	12,900	114,294,000	
	貨物	営 業 用	97	0	97	4,500	436,500	
		自 家 用	4,148	26	4,122	6,000	24,732,000	
小 計		13,120	39	13,081	—	139,478,900		
動	四輪車（75%軽課）	乗用	0	0	0	1,800	0	
		自 家 用	48	0	48	2,700	129,600	
	貨物	営 業 用	0	0	0	1,000	0	
		自 家 用	1	0	1	1,300	1,300	
小 計		49	0	49	—	130,900		
車	四輪車（50%軽課）	乗用	0	0	0	3,500	0	
		自 家 用	0	0	0	5,400	0	
	貨物	営 業 用	0	0	0	1,900	0	
		自 家 用	0	0	0	2,500	0	
小 計		0	0	0	—	0		
四輪車（25%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	5,200	0	
		自 家 用	0	0	0	8,100	0	
	貨物	営 業 用	0	0	0	2,900	0	
		自 家 用	0	0	0	3,800	0	
小 計		0	0	0	—	0		
四 輪 車 小 計		45,913	111	45,802	—	418,907,500		
農 耕 作 業 用 自 動 車		3,486	3	3,483	2,400	8,359,200		
特 殊 作 業 用 自 動 車		401	1	400	5,900	2,360,000		
二 輪 小 型 自 動 車		2,935	0	2,935	6,000	17,610,000		
合 計		60,232	165	60,067	—	465,969,800		

4.1. 軽自動車税課税概要（令和6年度）

種 別	年度		令和6年度					
	区分		賦課期日 対象台数	非課税 対象台数	差引課税 対象台数	税率	税 額	
原動機付自転車	50cc 以下		3,686	18	3,668	2,000	7,336,000	
	90cc 以下		406	2	404	2,000	808,000	
	125cc 以下		1,265	24	1,241	2,400	2,978,400	
	ミ 二 力 一		91	0	91	3,700	336,700	
	小 計		5,448	44	5,404	—	11,459,100	
軽自動車	二輪車（軽二輪・被けん引車）		2,077	4	2,073	3,600	7,462,800	
	三 輪 車		0	0	0	—	0	
	四輪車（旧税率）	乗用	営 業 用	3	0	3	5,500	16,500
			自 家 用	8,806	14	8,792	7,200	63,302,400
		貨物	営 業 用	76	0	76	3,000	228,000
			自 家 用	1,554	12	1,542	4,000	6,168,000
	小 計		10,439	26	10,413	—	69,714,900	
	四輪車（標準税率）	乗用	営 業 用	3	0	3	6,900	20,700
			自 家 用	18,460	20	18,440	10,800	199,152,000
		貨物	営 業 用	177	0	177	3,800	672,600
			自 家 用	3,947	27	3,920	5,000	19,600,000
	小 計		22,587	47	22,540	—	219,445,300	
	四輪車（重課）	乗用	営 業 用	7	0	7	8,200	57,400
			自 家 用	9,102	10	9,092	12,900	117,286,800
		貨物	営 業 用	109	0	109	4,500	490,500
自 家 用			4,192	24	4,168	6,000	25,008,000	
小 計		13,410	34	13,376	—	142,842,700		
四輪車（75%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	1,800	0	
		自 家 用	49	2	47	2,700	126,900	
	貨物	営 業 用	7	0	7	1,000	7,000	
		自 家 用	0	0	0	1,300	0	
小 計		56	2	54	—	133,900		
四輪車（50%軽課）	乗用	営 業 用	0	0	0	3,500	0	
		自 家 用	0	0	0	5,400	0	
	貨物	営 業 用	0	0	0	1,900	0	
		自 家 用	0	0	0	2,500	0	
小 計		0	0	0	—	0		
四輪車（25%軽課）	乗用	営 業 用	1	0	1	5,200	5,200	
		自 家 用	0	0	0	8,100	0	
	貨物	営 業 用	0	0	0	2,900	0	
		自 家 用	0	0	0	3,800	0	
小 計		1	0	1	—	5,200		
四 輪 車 小 計		46,493	109	46,384	—	432,142,000		
農 耕 作 業 用 自 動 車		3,385	3	3,382	2,400	8,116,800		
特 殊 作 業 用 自 動 車		405	1	404	5,900	2,383,600		
二 輪 小 型 自 動 車		3,038	0	3,038	6,000	18,228,000		
合 計		60,846	161	60,685	—	479,792,300		

4.2. 令和5年度軽自動車等届出件数調

取得

種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	車種ごとの合計
市ナンバー	原付50cc以下	68	53	59	32	45	34	51	42	36	26	40	56	542
	原付90cc以下	3	10	2	6	6	3	3	8	1	5	4	1	52
	原付125cc以下	32	28	30	26	19	25	25	18	18	17	16	27	281
	ミニカー50cc以下	3	2	1	0	0	0	1	0	3	3	1	0	14
	農耕作業用自動車	16	7	10	4	1	9	10	13	10	6	14	29	129
	特殊作業用自動車	9	9	5	1	1	1	0	6	0	1	1	3	37
市ナンバーの合計		131	109	107	69	72	72	90	87	68	58	76	116	1,055

廃車

種別		4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	車種ごとの合計
市ナンバー	原付50cc以下	33	57	46	35	43	39	55	42	43	34	72	136	635
	原付90cc以下	3	4	6	3	7	6	7	4	6	8	3	9	66
	原付125cc以下	12	14	9	15	13	13	18	17	9	13	6	32	171
	ミニカー50cc以下	0	0	1	1	0	1	4	0	2	1	1	2	13
	農耕作業用自動車	14	23	17	10	3	10	32	21	13	8	21	47	219
	特殊作業用自動車	4	2	2	4	3	0	2	1	9	0	3	7	37
市ナンバーの合計		66	100	81	68	69	69	118	85	82	64	106	233	1,141

4.3. 国民健康保険税調定額の推移

(単位:世帯、円、%)

年度	区分	調定額		最終調定 対前年度比	年間平均 世帯数	一世帯当り 算定額
		当 初	最 終			
平成 24年度	全 体 分	4,902,131,100	4,886,973,840	99.7	33,702	145,005
	医 療 分	3,545,618,688	3,529,892,067	99.6	—	—
	支 援 金 分	916,277,166	911,623,740	99.5	—	—
	介 護 分	440,235,246	445,458,033	101.2	—	—
平成 25年度	全 体 分	5,341,594,600	5,300,748,900	98.6	35,373	149,853
	医 療 分	3,774,221,944	3,741,328,457	98.4	—	—
	支 援 金 分	1,123,247,457	1,113,313,999	98.6	—	—
	介 護 分	444,125,199	446,106,444	99.6	—	—
平成 26年度	全 体 分	5,186,027,700	5,108,919,600	96.4	25,754	198,374
	医 療 分	3,671,128,757	3,613,054,391	96.6	—	—
	支 援 金 分	1,092,936,843	1,076,051,813	96.7	—	—
	介 護 分	421,962,100	419,813,396	94.1	—	—
平成 27年度	全 体 分	4,879,398,700	4,825,616,800	94.5	25,304	190,706
	医 療 分	3,461,840,128	3,421,016,835	94.7	—	—
	支 援 金 分	1,029,469,073	1,017,966,371	94.6	—	—
	介 護 分	388,089,499	386,633,594	92.1	—	—
平成 28年度	全 体 分	4,774,744,300	4,652,932,300	96.4	24,641	188,829
	医 療 分	3,395,011,476	3,308,400,546	96.7	—	—
	支 援 金 分	1,010,083,624	984,786,344	96.7	—	—
	介 護 分	369,649,200	359,745,410	93.0	—	—
平成 29年度	全 体 分	4,459,458,700	4,432,381,000	95.3	23,831	185,992
	医 療 分	3,187,078,700	3,164,576,838	95.7	—	—
	支 援 金 分	945,633,200	939,944,046	95.4	—	—
	介 護 分	326,746,800	327,860,116	91.1	—	—
平成 30年度	全 体 分	3,820,272,000	3,798,957,200	85.7	23,247	163,417
	医 療 分	2,637,119,286	2,620,571,138	82.8	—	—
	支 援 金 分	877,158,814	872,128,914	92.8	—	—
	介 護 分	305,993,900	306,257,148	93.4	—	—
令和 元年度	全 体 分	3,649,135,400	3,630,419,500	95.6	22,674	160,114
	医 療 分	2,524,454,300	2,508,137,817	95.7	—	—
	支 援 金 分	840,330,000	835,992,842	95.9	—	—
	介 護 分	284,351,100	286,288,841	93.5	—	—
令和 2年度	全 体 分	3,577,162,500	3,557,489,000	98.0	22,594	157,453
	医 療 分	2,473,134,500	2,456,833,857	98.0	—	—
	支 援 金 分	822,785,000	818,942,318	98.0	—	—
	介 護 分	281,243,000	281,712,825	98.4	—	—
令和 3年度	全 体 分	3,485,653,400	3,481,062,800	97.9	22,522	154,563
	医 療 分	2,416,448,782	2,410,942,681	98.1	—	—
	支 援 金 分	804,709,316	804,721,843	98.3	—	—
	介 護 分	264,495,302	265,398,276	94.2	—	—
令和 4年度	全 体 分	3,407,512,300	3,386,288,600	97.3	21,894	154,667
	医 療 分	2,365,248,486	2,347,427,893	97.4	—	—
	支 援 金 分	782,384,956	778,222,620	96.7	—	—
	介 護 分	259,878,858	260,638,087	98.2	—	—
令和 5年度	全 体 分	3,288,895,300	3,267,421,500	96.5	21,301	153,393
	医 療 分	2,276,402,593	2,260,448,929	96.3	—	—
	支 援 金 分	755,000,960	751,445,116	96.6	—	—
	介 護 分	257,491,747	255,527,455	98.0	—	—
令和 6年度	全 体 分	3,168,720,200	—	—	—	—
	医 療 分	2,012,886,502	—	—	—	—
	支 援 金 分	858,094,058	—	—	—	—
	介 護 分	297,739,640	—	—	—	—

4.4. 国民健康保険税率

年度	区分	所得割額 %	資産割額 %	均等割額 円	平等割額 円	限度額 万円	条例23条1項1号の減額 (7割)		条例23条1項2号の減額 (5割)		条例23条1項3号の減額 (2割)		条例23条2項の減額 円
							均等割額 円	平等割額 円	均等割額 円	平等割額 円	均等割額 円	平等割額 円	
平成24年度	医療分	7.0	25.0	23,000	25,000 特定 12,500	50	16,100	17,500 特定 8,750	11,500	12,500 特定 6,250	4,600	5,000 特定 2,500	
	支援金分	2.0	5.0	6,000	5,000 特定 2,500	13	4,200	3,500 特定 1,750	3,000	2,500 特定 1,250	1,200	1,000 特定 500	
	介護分	2.0	2.5	8,000	6,500	10	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
平成25～ 29年度	医療分	7.5	25.0	27,000	25,000 特定 12,500 特定継続 18,750	51	18,900	17,500 特定 8,750 特定継続 13,125	13,500	12,500 特定 6,250 特定継続 9,375	5,400	5,000 特定 2,500 特定継続 3,750	
	支援金分	2.5	5.0	8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	14	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0	2.5	8,000	6,500	12	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
平成30～ 令和2年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	52	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	17	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0		8,000	6,500	16	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和3年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	58	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	19	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 特定 600 特定継続 900	
	介護分	2.0		8,000	6,500	16	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和4年度 ～	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	63	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	13,500 2割 10,800 5割 6,750 7割 4,050
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	19	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 2割 3,400 5割 2,125 7割 1,275	
	介護分	2.0		8,000	6,500	17	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和5年度	医療分	6.9		27,000	22,000 特定 11,000 特定継続 16,500	65	18,900	15,400 特定 7,700 特定継続 11,550	13,500	11,000 特定 5,500 特定継続 8,250	5,400	4,400 特定 2,200 特定継続 3,300	13,500 2割 10,800 5割 6,750 7割 4,050
	支援金分	2.5		8,500	6,000 特定 3,000 特定継続 4,500	20	5,950	4,200 特定 2,100 特定継続 3,150	4,250	3,000 特定 1,500 特定継続 2,250	1,700	1,200 2割 3,400 5割 2,125 7割 1,275	
	介護分	2.0		8,000	6,500	17	5,600	4,550	4,000	3,250	1,600	1,300	
令和6年度	医療分	6.1		23,800	19,500 特定 9,750 特定継続 14,625	65	16,660	13,650 特定 6,825 特定継続 10,238	11,900	9,750 特定 4,875 特定継続 7,313	4,760	3,900 2割 9,520 5割 5,950 7割 3,570	
	支援金分	2.8		10,000	7,500 特定 3,750 特定継続 5,625	22	7,000	5,250 特定 2,625 特定継続 3,938	5,000	3,750 特定 1,875 特定継続 2,813	2,000	1,500 2割 4,000 5割 2,500 7割 1,500	
	介護分	2.4		9,500	7,500	17	6,650	5,250	4,750	3,750	1,900	1,500	

45. 令和6年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆全体分◆（単位：世帯、人、円）

	全 被 保		一 般			
世帯数	22,194		22,194	(内混合0)		
被保数	33,273		33,273			
課税総所得	22,096,765,771		22,096,765,771			
資産税額						
所得割	2,179,813,527	12,518 世帯	2,179,813,527	12,518 世帯		
資産割		世帯		世帯		
均等割	1,226,343,900		1,226,343,900			
平等割	642,450,750		642,450,750			
算出額計	4,048,608,177		4,048,608,177			
限度超過	247,108,188	424 世帯	247,108,188	424 世帯		
条例23条の減額	均等割	7割	190,480,080	7,343 人	190,480,080	7,343 人
		5割	88,731,250	4,910 人	88,731,250	4,910 人
		2割	31,307,940	4,359 人	31,307,940	4,359 人
		子ども	9,218,950	717 人	9,218,950	717 人
		計	319,738,220	17,329 人	319,738,220	17,329 人
	平等割	7割	117,900,364	5,769 世帯	117,900,364	5,769 世帯
		5割	39,852,072	2,930 世帯	39,852,072	2,930 世帯
		2割	13,674,900	2,516 世帯	13,674,900	2,516 世帯
		計	171,427,336	11,215 世帯	171,427,336	11,215 世帯
	7割小計	308,380,444		308,380,444		
5割小計	128,583,322		128,583,322			
2割小計	44,982,840		44,982,840			
子ども小計	9,218,950		9,218,950			
計	491,165,556		491,165,556			
月割減額	161,326,326		161,326,326			
減 免	3,007,139		3,007,139			
端数処理	2,304,068		2,304,068			
減額等小計	904,911,277		904,911,277			
その他処理	0		0			
賦課額	3,143,696,900		3,143,696,900			

46. 令和6年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆医療分◆（単位・世帯、人、円）

		全 被 保		一 般		
世帯数		22,194		22,194	(内混合0)	
被保数		33,273		33,273		
課税総所得		22,096,765,771		22,096,765,771		
資産税額						
	所得割	1,347,896,298	12,518 世帯	1,347,896,298	12,518 世帯	
	資産割		世帯		世帯	
	均等割	791,897,400		791,897,400		
	平等割	414,077,625		414,077,625		
	算出額計	2,553,871,323		2,553,871,323		
条例23条の減額	限度超過	133,442,820	211 世帯	133,442,820	211 世帯	
	均等割	7割	122,334,380	7,343 人	122,334,380	7,343 人
		5割	58,429,000	4,910 人	58,429,000	4,910 人
		2割	20,748,840	4,359 人	20,748,840	4,359 人
		子ども	6,491,450	717 人	6,491,450	717 人
		計	208,003,670	17,329 人	208,003,670	17,329 人
	平等割	7割	76,433,207	5,769 世帯	76,433,207	5,769 世帯
		5割	26,027,661	2,930 世帯	26,027,661	2,930 世帯
		2割	8,993,400	2,516 世帯	8,993,400	2,516 世帯
		計	111,454,268	11,215 世帯	111,454,268	11,215 世帯
	7割小計	198,767,587		198,767,587		
	5割小計	84,456,661		84,456,661		
	2割小計	29,742,240		29,742,240		
	子ども小計	6,491,450		6,491,450		
	計	319,457,938		319,457,938		
月割減額	101,923,625		101,923,625			
減 免	2,133,101		2,133,101			
端数処理	1,122,139		1,122,139			
減額等小計	558,079,623		558,079,623			
その他処理	0		0			
賦課額	1,995,791,700		1,995,791,700			

4 7. 令和6年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆介護分◆（単位：世帯、人、円）

		全 被 保		一 般		
世帯数		9,215		9,215	(内混合0)	
被保数		10,707		10,707		
課税総所得		8,883,999,796		8,883,999,796		
資産税額						
	所得割	213,214,069	4,374 世帯	213,214,069	4,374 世帯	
	資産割		世帯		世帯	
	均等割	101,716,500		101,716,500		
	平等割	69,112,500		69,112,500		
	算出額計	384,043,069		384,043,069		
条例23条の減額	限度超過	31,083,208	243 世帯	31,083,208	243 世帯	
	均等割	7割	16,744,700	2,518 人	16,744,700	2,518 人
		5割	5,752,250	1,211 人	5,752,250	1,211 人
		2割	1,841,100	969 人	1,841,100	969 人
		計	24,338,050	4,698 人	24,338,050	4,698 人
	平等割	7割	12,069,750	2,299 世帯	12,069,750	2,299 世帯
		5割	3,813,750	1,017 世帯	3,813,750	1,017 世帯
		2割	1,222,500	815 世帯	1,222,500	815 世帯
		計	17,106,000	4,131 世帯	17,106,000	4,131 世帯
	7割小計	28,814,450		28,814,450		
	5割小計	9,566,000		9,566,000		
	2割小計	3,063,600		3,063,600		
	計	41,444,050		41,444,050		
	月割減額	15,740,664		15,740,664		
	減 免	0		0		
端数処理	242,147		242,147			
減額等小計	88,510,069		88,510,069			
その他減額処理	0		0			
賦課額	295,533,000		295,533,000			

48. 令和6年度国民健康保険税課税状況（当初賦課）◆後期支援分◆（単位：世帯、人、円）

		全 被 保		一 般		
世帯数		22,194		22,194	(内混合0)	
被保数		33,273		33,273		
課税総所得		22,096,765,771		22,096,765,771		
資産税額						
	所得割	618,703,160	12,518 世帯	618,703,160	12,518 世帯	
	資産割					
	均等割	332,730,000		332,730,000		
	平等割	159,260,625		159,260,625		
算出額計		1,110,693,785		1,110,693,785		
条例23条の減額	限度超過	82,582,160	390 世帯	82,582,160	390 世帯	
	均等割	7割	51,401,000	7,343 人	51,401,000	7,343 人
		5割	24,550,000	4,910 人	24,550,000	4,910 人
		2割	8,718,000	4,359 人	8,718,000	4,359 人
		子ども	2,727,500	717 人	2,727,500	717 人
		計	87,396,500	17,329 人	87,396,500	17,329 人
	平等割	7割	29,397,407	5,769 世帯	29,397,407	5,769 世帯
		5割	10,010,661	2,930 世帯	10,010,661	2,930 世帯
		2割	3,459,000	2,516 世帯	3,459,000	2,516 世帯
	計	42,867,068	11,215 世帯	42,867,068	11,215 世帯	
	7割小計	80,798,407		80,798,407		
	5割小計	34,560,661		34,560,661		
	2割小計	12,177,000		12,177,000		
	子ども小計	2,727,500		2,727,500		
計	130,263,568		130,263,568			
月割減額		43,662,037		43,662,037		
減 免		874,038		874,038		
端数処理		939,782		939,782		
減額等小計		258,321,585		258,321,585		
その他減額処理		0		0		
賦課額		852,372,200		852,372,200		

49. 介護保険料

①所得段階別保険料

令和6～8年度				令和3～5年度		
所得段階	標準割合	保険料 円	対 象 者	所得段階	標準割合	保険料 円
第1段階	基準額×0.28	18,300	・生活保護受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人が老齢福祉年金受給者 ・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第1段階	基準額×0.28	19,200
第2段階	基準額×0.4	26,200	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超え120万円以下の方	第2段階	基準額×0.4	27,500
第3段階	基準額×0.7	45,800	・世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が120万円を超える方	第3段階	基準額×0.7	48,100
第4段階	基準額×0.85	55,600	・本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円以下の方	第4段階	基準額×0.85	58,400
第5段階	基準額×1.0	65,500	・本人が市民税非課税（世帯に市民税課税者あり）で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が80万円を超える方	第5段階	基準額×1.0	68,800
第6段階	基準額×1.2	78,600	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円未満の方	第6段階	基準額×1.2	82,500
第7段階	基準額×1.3	85,100	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が120万円以上210万円未満の方	第7段階	基準額×1.3	89,400
第8段階	基準額×1.55	101,500	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が210万円以上320万円未満の方	第8段階	基準額×1.55	106,600
第9段階	基準額×1.85	121,100	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が320万円以上430万円未満の方	第9段階	基準額×1.85	127,200
第10段階	基準額×2.05	134,200	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が430万円以上540万円未満の方	第10段階	基準額×2.05	141,000
第11段階	基準額×2.25	147,300	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が540万円以上650万円未満の方	第11段階	基準額×2.25	154,800
第12段階	基準額×2.4	157,200	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が650万円以上760万円未満の方	第12段階	基準額×2.4	165,100
第13段階	基準額×2.6	170,300	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が760万円以上870万円未満の方	第13段階	基準額×2.6	178,800
第14段階	基準額×2.7	176,800	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が870万円以上1,000万円未満の方	第14段階	基準額×2.7	185,700
第15段階	基準額×2.8	183,400	・本人が市民税課税者で、合計所得金額が1,000万円以上の方	第15段階	基準額×2.8	192,600
基準額：年額65,500円（月額5,463円）				基準額：年額68,800円（月額5,741円）		

*上記の所得段階別保険料の表における「合計所得金額」は、年金、給与、不動産、配当等の各収入金額から必要経費に相当する金額を差し引いたもの（土地や建物に係る譲渡所得は特別控除後の金額）のすべてを合算したもので、基礎控除や扶養控除などの所得控除をする前の金額です。

ただし、1～5段階の方の「合計所得」は、上記の「合計所得金額」から公的年金等に係る雑所得を控除した後の金額とします。

*令和6～8年度の介護保険料所得段階の判定に用いる所得金額等は、税制改正による影響を生じさせないため、次のとおり計算しています。

①1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がある場合 → 給与所得に所得金額調整控除を加えた額から10万円を控除します。

②1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がない場合 → 給与所得の金額から10万円を控除します。

控除後の額がマイナスの時は、いずれも合計所得金額を0円とします。

*令和3～5年度の介護保険料所得段階の判定に用いる所得金額等は、税制改正による影響を生じさせないため、次のとおり計算しています。

①1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がある場合 → 給与所得に所得金額調整控除を加えた額から10万円を控除します。

②1～5段階の方で所得金額調整控除の適用がない場合 → 給与所得の金額から10万円を控除します。

③6～15段階の方で給与所得又は公的年金等の雑所得がある場合 → 当該所得の合計額から10万円を控除します。

控除後の額がマイナスの時は、いずれも合計所得金額を0円とします。

49. 介護保険料

②令和6年度賦課状況（当初）

所得段階	被保険者数				所得段階別割合
	特別徴収	普通徴収	併徴 (10月から特徴)	合計	
第1段階	4,325	1,462	406	6,193	14.10%
第2段階	2,854	191	169	3,214	7.32%
第3段階	2,407	58	61	2,526	5.75%
第4段階	4,880	583	134	5,597	12.74%
第5段階	6,707	68	55	6,830	15.55%
第6段階	6,139	366	92	6,597	15.02%
第7段階	6,385	387	65	6,837	15.57%
第8段階	2,724	337	39	3,100	7.06%
第9段階	1,117	152	17	1,286	2.93%
第10段階	488	83	14	585	1.33%
第11段階	249	47	3	299	0.68%
第12段階	142	27	2	171	0.39%
第13段階	100	19	2	121	0.28%
第14段階	66	12	0	78	0.18%
第15段階	378	91	14	483	1.10%
合計	38,961	3,883	1,073	43,917	100.00%
賦課額	2,675,968,400	224,362,300	特徴・普徴 それぞれに計上	2,900,330,700	

③介護保険料（第1号保険料）調定額の推移

（単位：円）

年度	最終調定額			前年度対比
	特別徴収	普通徴収	合計	
令和元年度	2,792,331,400	291,873,500	3,084,204,900	-
令和2年度	2,760,942,800	322,828,100	3,083,770,900	100.0%
令和3年度	2,646,487,900	297,234,600	2,943,722,500	95.5%
令和4年度	2,690,239,500	283,855,200	2,974,094,700	101.0%
令和5年度	2,710,916,600	295,428,200	3,006,344,800	101.1%

50. 後期高齢者医療保険料

①税率・税額

区 分	所得割率 %	均等割 円	限度額 万円
令和2・3年度	8.54	43,200	64
令和4・5年度	8.54	43,200	66
令和6年度	8.84	45,600	80

②減額措置

(単位：件、円)

区 分	旧被扶養者以外			被扶養者	
	均等割額			均等割額	
減額割合	7割	5割	2割	5割	
令和3年度	件数	8,347	2,556	2,722	150
	軽減額	252,413,280	55,209,600	23,518,080	3,240,000
令和4年度	件数	8,761	2,816	2,866	169
	軽減額	264,932,640	60,825,600	24,762,240	3,650,400
令和5年度	件数	9,093	3,182	3,028	189
	軽減額	274,972,320	68,731,200	26,161,920	4,082,400

※令和2年度までは均等割額8.5割や8割、7.75割軽減がありました。

③令和6年度賦課状況(当初)

(単位：人、円)

区 分	特別徴収	普通徴収	合 計
被保険者数	20,340 併徴者(内2,345人)	2,259	22,599
賦 課 額	1,074,044,500	600,104,200	1,674,148,700

④後期高齢者医療保険料の調定額の推移

(単位：円)

年 度	最 終 調 定 額			前年度 対比
	特別徴収	普通徴収	合 計	
令和元年度	784,682,000	517,067,100	1,301,749,100	—
令和2年度	833,549,500	513,337,500	1,346,887,000	103.5%
令和3年度	876,400,200	517,482,500	1,393,882,700	103.5%
令和4年度	911,004,400	568,766,500	1,479,770,900	106.2%
令和5年度	957,556,100	589,113,000	1,546,669,100	104.5%

51. 入湯税

(単位：人、円)

年 度	施設利用者数	課税者数	一人あたりの 税額	税 額
令和元年度	188,990	6,733	50	336,650
令和2年度	188,991	5,636	50	281,800
令和3年度	188,992	6,592	50	329,600
令和4年度	200,340	7,661	50	383,050
令和5年度	219,142	7,725	50	386,250

(参考) 対象施設 天然温泉「小山思川温泉」
ビジネスホテル「スーパーホテル小山」

52. たばこ税

(単位：本・円)

年 度	区 分		税率 (円/1,000本)	課税標準数量 (内訳)	課税標準数量	税 額
令和元年度	旧3級品	～令和元年9月30日	4,000	3,371,000	225,032,743	1,267,694,371
		令和元年10月1日～	5,692			
	旧3級品以外		5,692	221,446,448		
	手持品	旧3級品	1,692	146,556		
旧3級品以外		430	68,739			
令和2年度	製造たばこ	～令和2年9月30日	5,692	210,060,473	221,269,571	1,228,403,294
		令和2年10月1日～	6,122			
	手持品	旧3級品	1,692	7,200		
		製造たばこ ^{※1}	430	11,201,898		
令和3年度	製造たばこ	～令和3年9月30日	6,122	210,579,795	221,679,104	1,322,595,053
		令和3年10月1日～	6,552			
	手持品	製造たばこ ^{※1}	430	11,099,309		
令和4年度	製造たばこ		6,552	215,312,551	215,312,551	1,403,376,524
令和5年度	製造たばこ		6,552	215,990,136	215,990,136	1,410,595,205

^{※1}平成30年度税制改正により、令和元年10月1日から旧3級品のたばこに係るたばこ税の税率が旧3級品以外の製造たばこと同率になったため、製造たばこと表記しています。